

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 参議院議員の歳費の国庫への返納

- 1 参議院議員が、令和四年七月三十一日までの間において、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第九十九条の二（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこと。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則第十五項関係）

- 2 1により歳費の一部に相当する額を国庫に返納するに当たっては、1の措置が参議院に係る経費の節減に資するためのものであることに留意し、月額七万七千円を目安とするものとする。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則第十六項関係）

二 施行期日等

- 1 この法律は、令和元年八月一日から施行すること。
（附則第一項関係）
- 2 一の1は、この法律の施行の日以後に支給を受ける歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、
（附則第二項関係）
ついて適用すること。

3 一の1による参議院議員の歳費の一部に相当する額の国庫への返納が参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ認められるものであることに鑑み、参議院全体としてこれに取り組むよう努めるとともに、参議院に係る経費の節減については、更に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(附則第三項関係)